

大項目	中項目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項(委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案)(6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
特定災害対策	原子力災害対策	10	3 - (1)	原子力災害発生時の情報収集・情報共有体制	<p>情報共有の遅れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SPEEDI(スピーディー:緊急時迅速放射能影響予測)の予測演算結果の公表の遅れ、その他情報公開の遅れ ・防災無線等の電源が脆弱で情報が途絶えた。電力やNTTが止まると全てダメになる。 ・震災発生時に県・事業者・立地県・国とのネットワークが使い物になるか疑問。 	<p>原子力災害発生時の情報共有体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来は、原発立地県を中心に緊急時の情報ネットワークの整備が進められてきたが、隣接県である岐阜県もそのネットワークに参画すべき。 ・隣接県等との連携をより効率的に行う方法は無いが、福島県では、原子力チームができていた。県庁内に本部や準専門チームがあると良い。 ・国への要望なども提言に含める。 ・原子力事故・災害時において、事業者からはもとより、国及び近隣自治体間の迅速な情報共有の体制構築が必要不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年12月に4社(関西電力㈱、北陸電力㈱、日本原子力発電㈱、日本原子力研究開発機構)、平成23年5月に中部電力㈱)に対し、異常時の通報に関する申入れを行った。 ・現行法においては、事業者・立地県から岐阜県への通報義務は無い。事業者へは申入れによって通報をもらうようにしている。 	<p>災害時における通報・連絡体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申入れによる事業者からの通報体制ではなく、法に基づいた事業者、国及び近隣自治体からの通報・連絡体制の整備が必要 「地域防災計画」の改訂(国による法改正に伴う改訂)
		11	3 - (2)	住民の避難対策	<p>避難対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発においては、以下の3つの区域が設定された。 (1)警戒区域は、半径20km圏内で原則立ち入り禁止 (2)計画的避難区域は、半径20km以遠で、事故発生から1年の期間内に積算線量が20mSvに達する恐れがある区域(原則5月末までに避難する区域) (3)緊急時避難準備区域は半径20～30km圏内で、計画的避難区域、常に緊急時に屋内待避や避難が可能な準備をしておくことが必要な区域 ・事前に影響範囲の把握ができていなかった。 	<p>影響範囲の把握と共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の放射線分布を予測する「SPEEDI」を活用し、近隣県の原子力発電所でレベル7相当の放射性物質の放出があった場合、岐阜県への影響について計算結果を可能であれば提供してもらい、避難区域・経路・避難先候補の事前評価を行う。 ・SPEEDI活用は不可欠。放射能被害を想定した県地域防災計画の見直し ・放射線等の異常データの住民への迅速な情報提供 ・SPEEDIの被害想定シミュレーションを文科省に頼んでもすぐ結果を出してもらえない。原子力機構や大学に依頼する方法も検討しては、 ・被害想定に科学的根拠を要しない。これくらいの原発事故がある場合、県の必要な予防措置(モニタリング、予防的避難など)を考える。 ・原子力事故災害発生時に、迅速・的確に避難活動を行う必要がある。 ・原子力発電所の事故による放射線影響の検討及び避難判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画における原子力災害対策について ・県の地域防災計画は、主に放射性物質運搬中の事故等、半径15m程度の小規模な事態を想定している。 ・最寄りの原子力事業所から最短距離で約25kmの位置にある当県は、原子力安全委員会の定める防災指針にある「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ:Emergency Planning Zone)」の区域外であり、本計画では県外原子力事業所の事故等の直接的な影響が当県に及ぶことは想定していないが、当県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生し、原災法に基づく対応が開始された場合等には、当県民の不安解消等に努める必要があり、県として必要な対策を進めることとしている。 【危機管理部門】 	<p>今回の福島第一原発事故を踏まえた地域防災計画の見直し(影響が当県に及ぶことを想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の事象を踏まえ、風向きを考慮し、ひとまず半径20～30km圏内を想定して見直しを行う。 「地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し:影響が当県に及ぶことを想定した対策等の記載。以下同様)
		12	3 - (3)	モニタリング体制整備	<p>環境放射線量の上昇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地のモニタリングポストによって、原発事故に伴う環境中の放射線量の上昇が観測された。 <p>県外の水道水への汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による水道水の摂取制限があった。 	<p>モニタリング体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自前の環境放射線モニタリング体制強化と平常時における定期的な運用、観測データの記録蓄積 ・市町村ごとの放射線定点測定器の設置 ・水道水の放射性物質測定機関の充実 ・モニタリングについては、平常時と緊急時の体制が必要ではないか。 ・各測定器は、普段から調整などを行い、機器を活用すべき。 ・中部近県で保有機器のデータベース化も有効であると思われる。 	<p>県の環境中の放射線量及び放射性物質の監視体制</p> <p>(1)消防本部での環境放射線測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の活動用にポータブル放射線測定器が県内10消防本部に整備されている。平常時は毎週1回環境放射線を測定し、緊急時に備えている。 ・福島第一原発の事故発生以降、毎日2回(10時と16時)測定を行い、監視を強化している。 <p>(2)文科省委託事業(環境放射線、降下物、水道水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来から、文科省委託事業として環境放射能水準調査を実施しているが、福島第一原発の事故発生以降は、監視を強化するとともに、測定結果を県ホームページで公開している。 ・モニタリングポスト(県保健環境研究所に設置)による環境放射線の測定 ・平常時から連続測定を実施しているが、緊急対応として毎日2回(9時と17時)に分けて測定値を公開 ・可搬式サーベイメータ(県保健環境研究所に設置)による地上1m地点での環境放射線の測定 ・降下物中(県保健環境研究所で採取)の放射性物質の測定 ・平常時の月1回の測定に加えて、緊急対応として1日1回の測定を行い、その結果を公開 ・水道水中(県保健環境研究所で採取)の放射性物質の測定 ・平常時の年1回の測定に加えて、緊急対応として1日1回測定を行い、その測定結果を公開 ・上記の他に、平常時対応として、環境中の放射性物質の測定を従来から実施(大気浮遊じん(年4回)) 【危機管理部門・環境生活部】 	<p>平常時モニタリング情報収集体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストの値の年間を通じ情報を公開 「地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し) <p>緊急時モニタリング体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の体制の整備 ・他県・大学等の測定機関との連携体制の整備 「地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し)

大項目	中項目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項(委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案) (6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
特定 災害 対策	原子力 災害 対策						<ul style="list-style-type: none"> ・今年度追加整備されるモニタリングポスト3台と合わせてシステム化を検討中。 ・各務原のモニタリングポストは暫定的に異常時にメールを送るシステムを整備 ・大学・他県等との連携体制は無い。県保健環境研究所の機器が故障した際、福井県と名古屋大学に協力を打診し、福井県で検査を実施。 ・各電力事業者へ平時の放射線の値についても確認を行うこととした。 【危機管理部門・環境生活部・健康福祉部】	
		13	3 - (4)	専門家による助言・支援体制の整備	<u>専門家の支援状況</u> ・福島原発事故発生時に(内閣府の原子力安全委員会に)原子力安全委員はほとんど参集できなかった。 ・複合災害発生時の専門家による支援の難しさが浮き彫りとなった。	<u>専門家の支援体制整備</u> ・緊急時における県内及び近県在住専門家による助言・支援体制の整備。県においても近隣で専門家を押さえる必要がある。 ・原子力災害が発生した場合には、国のスキーム下に入る。 ・緊急時には、国が即時に機能しないことも考え、県単独でチームを組織し、迅速に対応できる体制の整備が必要ではないか。情報一元化の前提で、初動について県側が主導して動ける分散型の対応が取れるような仕組みを国に要望してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時における県内及び近県在住専門家による助言・支援体制は、現状において未整備 ・なお、原子力緊急事態が発生した際には、原災法に基づき、国の「原子力災害現地対策本部」や道府県及び市町村の「災害対策本部」などの関係機関により、「原子力災害合同対策協議会」が組織される。 ・その際、情報を共有しながら連携のとれた応急対策などを講じるため、オフサイトセンターに国、道府県、市町村、その他関係機関が一堂に会することとなっている。 ・また、専門的知識を有する者の現地派遣に関し、国の防災基本計画において、「あらかじめ指定された原子力委員会委員及び緊急事態応急対策調査委員を現地へ派遣するものとする」とされている。 【危機管理部門】	<u>緊急時の初動に対応するための、専門家による支援体制の整備</u> ・緊急時の初動段階において、国が即時に機能しない場合に備え、県災害対策本部を支援するために、専門家を招聘し、助言・支援を受ける体制を整備 ・対策チームを組織し、上記専門家の助言・支援を踏まえた迅速な対応を行う体制を整備 「地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し)
		14	3 - (5)	医療活動体制の強化	<u>原子力災害に関する医療活動</u> ・被災者への放射能汚染検査・除染、ヨウ素剤の投与、健康相談が行われた。	<u>原子力災害に関する医療体制の強化</u> ・放射線スクリーニング機器の整備 ・安全・安心確保のための迅速な放射能汚染医療体制の立ち上げ手順の整備 ・ヨウ素剤は被害想定に応じて必要量を把握することが必要。 ・避難者や被災地活動者の対応については緊急被ばく医療との兼ね合いもある(5-(15))。	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線スクリーニング機器を追加整備中 ・GMサーベイメータ 17台 ・県によるヨウ素剤の(流通)備蓄 ・岐阜県製薬協会及び岐阜県医薬品卸協同組合と締結している「災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書(H9.4.16)」に基づき入手する。 【健康福祉部】	<u>医療活動体制の強化</u> ・緊急被ばく医療体制の整備(災害医療分科会案件) ・汚染検査・除染ポイントの整備 ・ヨウ素剤の備蓄方法の再考 (補足:流通備蓄としているものを今後どうするか) 「地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し)
15	3 - (6)	農作物等の検査体制の整備と風評被害対策	<u>農畜産物への影響</u> ・農畜産物には、広い範囲で出荷制限がなされた。 ・農作物の出荷制限等の対応について、政府の発表が二転三転し、政府と地方行政との連携が不十分なこともあって、生産者の混乱を招いた。	<u>農作物の検査体制と風評被害対策</u> ・気象条件等からみた放射能の拡散、被害範囲の予測を行い、これに対する品目別の対応方針を定める。 ・風評被害回避のための迅速な放射能汚染検査体制の立ち上げ手順の整備 ・政府との間で出荷制限に係る基準値、制限の条件、保証等に係る事前打ち合わせと役割分担を明確にする。 ・生産者、JA、流通業者等への伝達ルートあらかじめ構築しておく。 ・野菜等の放射能汚染の調査体制の確立及び風評被害に対する対策 ・品質証明書など、要望があれば普段から出せるような体制づくり ・原子力災害の仮想ハザードマップを作成し、それを元にして地域的な対策の重点化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時対応として、文部科学省委託事業において、放射性物質の測定を従来から実施。土壌(年1回)、精米(年1回)、ほうれん草(年1回)、大根(年1回)、茶(年1回)、牛乳(年1回) ・継続的な放射性物質監視体制の強化 ・放射性物質の検査機器を追加整備中 ・ゲルマニウム半導体検出器2台 (農畜産物や水の放射性物質の量及び核種を測定) ・県内主要農畜産物の放射性物質のモニタリング検査を実施し、県産農産物の安全性を確認 実施期間:平成23年9月～ 検査品目:ほうれん草、原乳 検査点数:各1点/週 生産者、JA、流通業者等への伝達ルート 生産者:県 各農林事務所 市町村 生産者 JA:県 JA岐阜中央会 県内JA 流通業者:県 市場 流通業者 【農政部・環境生活部・健康福祉部】	<u>農畜産物検査体制の充実及び風評被害への対応</u> ・放射能汚染検査体制の整備 ・速やかな検査結果の公表体制の整備 (証明書の発行については要検討) ・他県・大学等の測定機関との連携体制の整備(再掲) 「地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し)		

大項目	中項目	通番	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項(委員からの提言・提案)	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針(案)(6/20第3回検証委員会の確認事項 報告書の骨子)
		16	3 - (7)	放射能汚染地域での救助・捜索・消火活動	放射能汚染の現場対応 ・(今回の地震発生時の原子力災害など)、地震等との複合災害の状況及び放射能汚染の状況に応じた対応が求められる。	汚染地域内活動チーム ・実際に救助・捜索・消火活動を実施する県内の警察、消防隊員の中で、連携した「放射能汚染地域対応チーム」を組織し、放射線被ばく防護対策の定期的な合同教育・模擬訓練の実施 ・放射線被ばく防護機材の正しい使用方法の周知 ・福島第一原発の事故対応では、米軍の原子力事故対策チームが迅速かつ的確な行動で活躍した。わが国がこのような専門実働チームの結成を検討すべきであると同時に、3-(4)の提言と関連して、県単位で小規模でも良いので、実働チームを組織しておくのも有効。	・現状においても、警察・消防、自衛隊も含めた連携は取っている。 ・NBCテロ対応専門部隊は都市部しかない。(N:核、B:生物、C:化学) 【危機管理部門・県警・市町村】	汚染地域内活動チームの体制整備 (補足:現場の活動部隊と県庁での指揮・調整班) 「地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し)
				原子力災害を想定した防災訓練	立地県以外への被害の可能性 ・立地県以外にも被害が及ぶことを想定した広域原子力防災体制の充実が必要	防災訓練の充実 ・国と原発立地県が定期的実施している原子力防災訓練時に当県も隣接県として参加 ・県外との連携や県内の各市町村への連絡・指示が適切に行われることを確認 ・被ばくの危険性の正確な把握と防災訓練への取り入れ。 ・実動を伴う訓練も必要ではないか。 ・被害想定が今より広範囲となった場合には福井県などとの連携した訓練が必要になる。	・原子力防災訓練 福井県の防災訓練への職員派遣や情報伝達訓練等によって不測の事態に備えてきた。 ・職員を派遣した福井県の訓練では、避難区域は半径約3km以内、屋内退避は風下方向7km以内であった。 ・原子力発電所などのハード面や放射線に関する教育を県関係部局に行っている。 ・消防においても教育に着手している。 【危機管理部門】	原子力防災訓練の充実 ・原発立地県と連携した訓練や、県・市町村と連携した原子力防災訓練の実施 ・原子力防災教育の実施 「地域防災計画」の改訂(原子力災害対策部分の見直し)
				EPZの見直しについて	EPZを越えた被害の発生 ・福島県ではEPZの想定範囲を超えて避難区域が設定された。 ・EPZに対する考え方の見直しが必要 (EPZ:原子力安全委員会の定める防災指針にある「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」)	EPZ拡大の可能性 ・IAEA(国際原子力機関)の安全指針では、EPZに類似したUPZ(緊急防護措置計画範囲)という概念があり、商用炉クラスに対し、最大半径30kmの設定が示されている(国際基準)。 (一方で、フランスでは半径10kmの設定がある。) ・地域防災計画変更のゴーサインをいつまでに出すのか。国の検討と並行して行っていく必要があるのではないか。 ・国の方針決定にはまだ時間がかかる。それより前に(県独自に)予防的措置を行うことはできるのではないか。	(EPZは原子力安全委員会の定める防災指針に規定されている。現在は半径約8~10km)	当県における原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の見直し ・今回の事故を踏まえ、ひとまず半径20~30km圏内を被害想定とし、地域防災計画の見直しを実施。 ・また、国によるEPZの見直しに伴い、改めて修正。 「地域防災計画」の改訂(国によるEPZの見直しに伴う改訂)
災害医療関係	61	5 - (16)	原子力災害における医療救護体制(放射能対策含む)	県域を越えた原子力災害の発生 ・原子力災害が発生した場合の医療救護体制が未整理	原子力災害における医療救護体制の整理 ・患者の状況に応じた現実的な対応を想定し、予め受入機関を選定しておく必要がある。 ・放射線専門医師・技師の派遣、臍帯血の迅速供給など必要な放射線対策の整理が必要である。 ・被ばくした場合、県外の緊急被ばく医療機関、放射線障害専門病院への搬送を行うことになる。搬送に際し必要となる設備等を消防機関や災害拠点病院などに配備することを検討する必要がある。	・「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」では未整理。 【健康福祉部】	原子力災害における医療救護体制の整理 ・被ばく治療可能施設の事前調査の実施。 ・県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合も想定し、広域搬送体制を含めた傷病者搬送体制の構築。 ・放射線専門医師・技師の派遣、臍帯血の迅速供給など必要な放射線対策手順の整理。 「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」等の改訂 ・搬送の際に必要な除染設備・防護服等の整備。	